

4. 中間貸借対照表

(単位:百万円、%)

科目	期別	平成20年度中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)		平成19年度末要約貸借対照表 (平成20年3月31日現在)	
		金額	構成比	金額	構成比
(資産の部)					
現金及び預貯金		456,875	1.0	500,625	1.0
コールポート		241,600	0.5	196,100	0.4
買入金銭債権		1,319,480	2.8	1,379,371	2.9
現金の信託		152,943	0.3	170,507	0.4
有価証券		33,843,662	70.5	34,003,765	70.6
(うち国債)		(11,730,574)		(11,592,242)	
(うち地方債)		(1,506,576)		(1,654,734)	
(うち社債)		(3,544,211)		(3,514,354)	
(うち株式)		(8,313,997)		(8,762,375)	
(うち外国証券)		(8,266,013)		(7,994,217)	
貸付金		9,359,709	19.5	9,553,389	19.8
保険約款貸付		1,117,477		1,139,246	
一般貸付		8,242,232		8,414,143	
有形固定資産		1,669,967	3.5	1,675,293	3.5
無形固定資産		162,024	0.3	153,520	0.3
再保険		476	0.0	614	0.0
その他の資産		641,024	1.3	529,146	1.1
繰延税金資産		146,848	0.3	—	—
支払引当金		10,390	0.0	7,900	0.0
貸倒引当金		△ 24,829	△ 0.1	△ 34,944	△ 0.1
資産の部合計		47,980,174	100.0	48,135,290	100.0
(負債の部)					
保険契約準備金		42,868,683	89.3	42,209,823	87.7
支払準備金		222,453		236,957	
責任準備金		41,320,761		40,739,597	
社員配当準備金		1,325,468		1,233,268	
再保険		145	0.0	339	0.0
その他の負債		1,098,901	2.3	1,190,476	2.5
債券貸借取引受入担保金		572,089		573,106	
未払法人税等		46,650		26,649	
リース債		51		—	
その他の負債		480,109		—	
役員賞与引当金		23	0.0	94	0.0
退職給付引当金		438,929	0.9	433,771	0.9
役員退職慰労引当金		5,785	0.0	5,801	0.0
支援損失引当金		515	0.0	515	0.0
価格変動準備金		487,263	1.0	487,263	1.0
繰延税金負債		—	—	138,242	0.3
再評価に係る繰延税金負債		176,691	0.4	177,283	0.4
支払引当金		10,390	0.0	7,900	0.0
負債の部合計		45,087,329	94.0	44,651,511	92.8
(純資産の部)					
基金償却積立金		200,000	0.4	200,000	0.4
基金償却積立金		750,000	1.6	700,000	1.5
再評価積立金		651	0.0	651	0.0
剰余金		156,421	0.3	395,742	0.8
損失てん補準備金		9,867		9,020	
その他の剰余金		146,554		386,722	
危険準備積立金		71,917		71,917	
社会厚生福祉事業助成資金		1,533		1,221	
圧縮積立金		32,281		32,082	
別段積立金		170		170	
中間未処分剰余金		40,652		*1 281,332	
基金等合計		1,107,072	2.3	1,296,394	2.7
その他の有価証券評価差額金		1,875,725	3.9	2,276,167	4.7
繰延ヘッジ損益		△ 47	△ 0.0	155	0.0
土地再評価差額金		△ 89,906	△ 0.2	△ 88,938	△ 0.2
評価・換算差額等合計		1,785,771	3.7	2,187,384	4.5
純資産の部合計		2,892,844	6.0	3,483,778	7.2
負債及び純資産の部合計		47,980,174	100.0	48,135,290	100.0

(注) \*1 平成19年度末要約貸借対照表の中間未処分剰余金は、当期末処分剰余金を示しております。

## 注記事項

(平成 20 年度中間会計期間末 中間貸借対照表)

1. 有価証券(預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱もの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)は、次のとおり評価しております。
  - (1) 売買目的の有価証券については、9月末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
  - (2) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
  - (3) 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
  - (4) 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式並びに保険業法施行令第2条の3第3項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
  - (5) その他有価証券
    - ① 時価のあるもののうち、株式(外国株式を含む)については、9月末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の有価証券については、9月末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
    - ② 時価のないもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 個人保険・個人年金保険、財形保険・財形年金保険、団体保険及び団体年金保険に設定した小区分(保険種類・残存年数・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に対応したデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券を区分しております。

責任準備金対応債券の当中間期末における貸借対照表価額は、16,380,138百万円、時価は、16,784,495百万円であります。

なお、当期より、債券投資に関する運用方針の変更に伴い、デュレーション管理の小区分を見直す必要性が生じたことから、同取扱いに基づき設定された有期利率保証型団体年金保険及び米ドル建一時払個人保険に対する小区分を廃止し、円建一時払個別保険に対する小区分の対象契約から新子定利率変動型個別保険を除いております。

これに伴い、期首において、責任準備金対応債券の一部をその他有価証券に変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、有価証券が4,824百万円、その他有価証券評価差額金が3,237百万円増加し、繰延税金資産が1,829百万円減少しております。また、経常利益及び税引前中間純剰余が242百万円減少しております。

3. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
4. (1)
  - ① 有形固定資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産及び平成10年4月1日以降に取得した建物を除く)の減価償却は定率法により、平成10年4月1日以降に取得した建物の減価償却は定額法により行っております。
  - ② 無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。
  - ③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間に基づく定額法により行っております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,041,684百万円であります。

5. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格及び第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算出しております。

6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。

7. 貸倒引当金は、資産査定基準及び償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- (1) ① 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記③の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
  - ② 現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
  - ③ 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
  - (2) すべての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
  - (3) 破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は、6,672百万円(担保・保証付債権に係る額6,269百万円)であります。
8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。
10. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。
11. 支離損失引当金は、再建支援等に伴う将来負担見込額を見積り計上しております。
12. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
13. 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間期より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。
- なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- この結果、従来の方によった場合と比べ、リース資産が有形固定資産に51百万円計上されており、リース債務がその他負債に51百万円計上されております。なお、経常利益及び税引前中間純剰余への影響はありません。
14. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ① ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建債券等の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債権の一部について為替予約及び通貨スワップの振当処理を適用しております。
  - ② ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上の上5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当中間期に費用処理しております。
16. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。
- ① 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
  - ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保料式
- なお、平成18年度より、一部の個人年金保険契約を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を5年間にわたり追加して積立てることとしております。これにより、当中間期に積立てた額は、121,890百万円であります。

17. 当中間期に係る法人税及び住民税並びに法人税等調整額は、当期に係る剰余金処分による圧縮積立金、社員配当準備金等の積立て及び取崩しを前提として計算しております。
18. (1) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の合計額は、46,110 百万円であります。その内訳は、次のとおりです。
- ① 破綻先債権額は、3,337 百万円、延滞債権額は、38,108 百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金に該当しないものであります。
- ② 3 カ月以上延滞債権額は、480 百万円であります。
- なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3 カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ③ 貸付条件緩和債権額は、4,183 百万円であります。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利なる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は、5,371 百万円、延滞債権額は、1,301 百万円それぞれ減っております。
19. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は、1,638,460 百万円であります。
- なお、負債の額も同額であります。
20. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- |   |                   |               |
|---|-------------------|---------------|
| イ | 前期末現在高            | 1,233,268 百万円 |
| ロ | 前期末剰余金よりの繰入額      | 226,284 百万円   |
| ハ | 当中間期社員配当金支払額      | 150,984 百万円   |
| ニ | 利息による増加額          | 16,899 百万円    |
| ホ | 当中間期末現在高(イ+ロ-ハ+ニ) | 1,325,468 百万円 |
21. 担保に供されている資産の額は、有価証券638,447 百万円、土地2,952 百万円、建物336 百万円であります。また、担保に係る債務の額は、580,579 百万円であります。
- なお、上記には、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券596,522 百万円及び受入担保金580,506 百万円をそれぞれ含んでおります。
22. 保険業法第60条の規定により基金を50,000 百万円追加募集しております。
23. 基金を50,000 百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条に規定する基金償却積立金に積立てております。
24. 子会社等の株式及び出資金の総額は、314,685 百万円であります。
25. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、2,406,320 百万円であります。
26. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当中間期末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は、282,803 百万円であります。
27. 貸付金に係るコミットメント及びこれに準ずる契約の貸付未実行残高は、151,306 百万円であります。

28. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間期末における当社の今後の拠出見積額は、90,467 百万円  
であります。  
なお、当該拠出金は支出した期の事業費として処理しております。
29. 保険業法施行規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の額は、175 百  
万円であります。